

ヒト胚性幹細胞・ヒト i P S 細胞・ヒト組織幹細胞に関する 生命倫理委員会議事録（23 - 1）要旨

日 時：平成 23 年 6 月 22 日 午後 2 時 14 分（発信）

回答期限：平成 23 年 6 月 27 日（月）正午

回 答 者：委員長 福田恵一

委員 須田年生，岡田保典，仲嶋一範，鈴木則宏，青木大輔，三村將，
齋藤有紀子，東嶋和子，加々美博久，唐澤貴夫，櫛島次郎

1 課題

「ヒト人工多能性幹細胞(ヒト iPS 細胞)を用いた生殖細胞作成に関する基礎的研究」

申 請 者：生理学教室 教授 岡野 栄之

【配布資料】

資料 1 . 研究計画変更書

資料 2 . 研究計画書概要

資料 3 . 倫理審査申請書

資料 4 . 倫理審査申請書の変更点の要旨

2 審議

(1) 審査の経緯

生理学教室 岡野 栄之教授より、「ヒト人工多能性幹細胞（ヒト iPS 細胞）を用いた生殖細胞作成に関する基礎的研究」に関する研究計画変更書ならびに、倫理審査申請書（倫理審査申請書の変更点の要旨を添付）が医学部長へ提出された。

医学部長は、「ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 2 2 年文部科学省告示第 8 8 号）」第 12 条に基づき確認を行い、同時に慶應義塾大学医学部ヒト胚性幹細胞・ヒト i P S 細胞・ヒト組織幹細胞に関する生命倫理委員会（以下、委員会という）への確認および意見聴取に関する依頼をおこなった。

委員長はこの審査依頼に基づき委員会内規第 1 条，第 7 条及び第 8 条により，委員会を開催した。なお，本委員会の開催については，福田委員長から書面審議での実施と判断され，書面による審議にて持ち回り委員会として平成 23 年 6 月 22 日事務局から本委員会各委員へ資料を送付し審議を依頼した。

(2) 判定

資料確認のうえ承認

(3) 審議内容

7 名の委員（福田恵一，須田年生，岡田保典，三村將，青木大輔，東嶋和子，齋藤有紀子）から承認の回答が、5 名の委員（仲嶋一範，鈴木則宏，唐澤貴夫，加々美博久，櫛島次郎）から「イ 資料確認のうえ承認」の回答があった。

これにより、「ヒト人工多能性幹細胞（ヒトiPS細胞）を用いた生殖細胞作成に関する基礎的研究」は資料確認のうえ承認とされた。

（４）委員からの指摘事項

申請書 p.2～p.3「～加藤レディスクリニックとの共同研究の失効に伴って～」は「～加藤レディスクリニックとの共同研究契約の失効に伴って」とすること。
また、その経緯と理由を「倫理審査申請書の変更点の要旨」等により説明すること。

申請書 p.3～p.4 にかけての下線部分は、今回の変更部分ではないが、難解な表現なので、例えば「作成した生殖細胞は基礎研究以外の用途では他施設へ持ち出すことは一切ない」、「但し、基礎研究以外の研究目的が危惧される施設以外の施設より依頼があった場合は、倫理委員会での承認を前提に譲渡できる」というように、わかり易い表現に変更すること。

申請書 p.5 に京都大学の山中伸弥教授のグループも京都大学倫理委員会にて「受理」されている、とあるが、承認されたことを明記すること。

上記について修正し、修正サマリーをつけて事務局に提出のこと。

（2011.06.27 倫理委員会事務局）